

令和4年度山梨県環境保全審議会 第1回地球温暖化対策部会 次第

日時 令和4年12月23日(金)

10時～11時30分(予定)

場所 恩賜林記念館東会議室

(オンライン会議形式)

1 開 会

2 あいさつ

3 部会長あいさつ

4 議 事

山梨県地球温暖化対策実行計画の改定について

5 その他

6 閉 会

(添付資料)

(1) 座席表

(2) 委員名簿

(3) 運営規定

(4) 審議会の概要

(5) 資料1 山梨県地球温暖化対策実行計画の改定概要

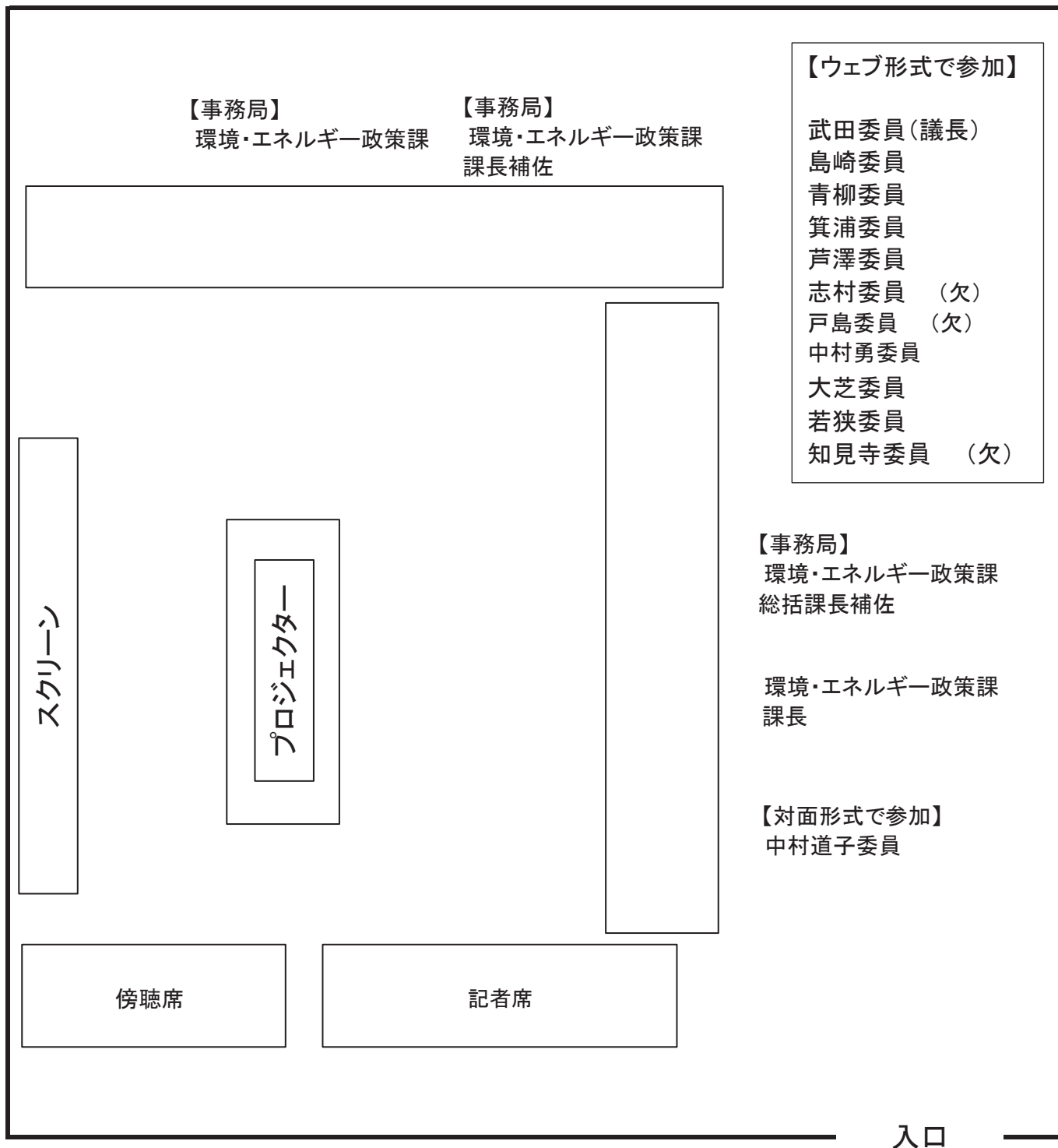
(6) 資料2 地球温暖化対策計画の改定について(令和3年10月22日閣議決定)

(7) 資料3 山梨県地球温暖化対策実行計画改定スケジュール

令和4年度山梨県環境保全審議会 第1回地球温暖化対策部会 座席表

令和4年12月23日(金)
午前10時～

恩賜林記念館 東会議室
(ウェブ・対面のハイブリッド形式で開催)



山梨県環境保全審議会 地球温暖化対策部会 委員名簿

(任期：令和4年11月10日～令和6年11月9日)

審議会委員 2名

氏名		所属等
1	(部会長) 武田哲明	山梨大学大学院教授
2	島崎洋一	山梨大学准教授

専門委員 10名

氏名		所属等
1	青柳みどり	国立環境研究所 社会システム領域 脱炭素対策評価研究室 主席研究員
2	箕浦一哉	甲府市地球温暖化対策地域協議会長
3	芦澤公子	NPO法人みどりの学校理事長
4	志村宏司	山梨県生活協同組合連合会長
5	戸島秀和	環境に関する企業連絡協議会 事務局長
6	中村勇	(一社) 山梨県トラック協会専務理事
7	大芝秀明	山梨県森林組合連合会代表理事専務
8	若狭美穂子	(一社) 山梨県建築士会理事
9	知見寺好幸	山梨県中小企業団体中央会 事務局長
10	中村道子	山梨県生活学校連絡会長

山梨県環境保全審議会運営規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則(昭和60年山梨県規則第8号、以下「規則」という。)第13条に基づき、山梨県環境保全審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(部 会)

第2条 規則第6条第1項に規定する部会は、別表のとおりとし、当該各欄に掲げる事項及びその関連事項を担当するものとする。

- 2 部会の委員は、審議会委員と専門委員で構成する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれにあたる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故あるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(部会の会議)

第3条 部会の会議は、会長が招集し、部会長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(世界遺産景観保全部会の会議の特例)

第4条 前条の規定にかかわらず、緊急その他やむを得ない理由があるときは、世界遺産景観保全部会は、部会長の認めるところにより、持ち回り審議をもって決議を行うことができる。

(審議会への報告)

第5条 部会長は、部会で審議・調査した結果を審議会に報告するものとする。

- 2 審議会は、当該部会での審議・調査結果について、審議し、議決する。

(部会の決議)

第6条 会長が審議会を開催する暇がないと認めるとき、又は、災害等不測の事態により審議会を開催できないときは、会長の同意を得て、部会の議決を審議会の議決とすることができる。

- 2 会長は、前項の規定により、部会の議決を審議会の議決とした場合においては、次の審議会においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。

(会議の公開)

第7条 審議会及び部会は、公開とする。ただし、公開することにより、法人その他の団体又は、個人の権利や正当な利益を害する恐れがあるときは、審議会又は部会の議決により非公開とすることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、環境・エネルギー部において処理する。

(その他)

第9条 会長は、必要と認めるときは、審議会委員又は専門委員以外の者を会議に出席させて、意見を述べさせ、又は説明させることができる。

第10条 この規程に定めるもののほか、審議会又は部会の運営に関し必要な事項は、会長又は部会長が定める。

附 則

この規程は、平成12年11月10日から施行する。

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

この規程は、平成21年9月7日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年3月24日から施行する。

この規程は、令和2年8月6日から施行する。

この規程は、令和3年7月30日から施行する。

別 表

部会名	担 任 事 務
鳥獣部会	<ul style="list-style-type: none">○ 鳥獣保護管理事業計画の策定に関する事。○ 第一種特定鳥獣保護計画に関する事。○ 第二種特定鳥獣管理計画に関する事。○ 狩猟鳥獣の捕獲の禁止又は制限に関する事。○ 新たな鳥獣保護区の設定に関する事。○ 特別保護区の指定に関する事。○ 猟区の維持管理事務の委託に関する事。
温泉部会	<ul style="list-style-type: none">○ 温泉の掘削、増掘及び動力装置の許可・不許可の処分に関する事。○ 温泉の掘削、増掘及び動力装置の許可の取り消し、公益上必要な措置命令の処分に関する事。○ 温泉採取の制限に関する事。
廃棄物部会	<ul style="list-style-type: none">○ 廃棄物処理計画の策定に関する事。
地球温暖化対策部会	<ul style="list-style-type: none">○ 地球温暖化対策実行計画の策定に関する事。
世界遺産景観保全部会	<ul style="list-style-type: none">○ 自然環境保全地区（世界遺産景観保全地区に限る。以下この項において同じ。）内における行為の禁止等に関する事。○ 自然環境保全地区内において事業を行う者等への助言又は勧告に関する事。○ 自然環境保全地区内において事業を行う者等との自然環境保全協定の締結に関する事。

設置根拠・担任意務

◆ 自然環境保全法 ◆

(都道府県における自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関)

第五十一条 都道府県に、都道府県における自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関を置く。

2 前項の審議会その他の合議制の機関は、温泉法（昭和二十三年法律第二百二十五号）及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における自然環境の保全に関する重要事項を調査審議する。

3 第一項の審議会その他の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

◇ 環境基本法 ◇

(都道府県の環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関)

第四十三条 都道府県は、その都道府県の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される審議会その他の合議制の機関を置く。

2 前項の審議会その他の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、その都道府県の条例で定める。

◆ 山梨県環境保全審議会の担任意務 ◆

(山梨県附属機関の設置に関する条例別表第二)

自然環境保全法第五十一条第二項の規定による自然環境の保全並びに鳥獣の保護繁殖及び狩猟並びに温泉に関する重要事項の調査審議並びに環境基本法第四十三条第一項の規定による環境の保全に関する基本的事項の調査審議等に関する事務

部会

山梨県環境保全審議会



山梨県

委員の定数	30人以内
委員の要件	一 学識経験のある者 二 関係行政機関の職員
委員の任期	2年

(山梨県附属機関の設置に関する条例別表第二)

所掌事項(報告事項)

■ 県条例関連 ■

- 山梨県地球温暖化対策条例 ■
 - 地球温暖化対策の実施状況の年度毎の報告

□ 県計画関連 □

- 第2次山梨県環境基本計画 □
 - 目標の達成状況及び施策事業の実施状況についての点検・評価の結果報告
- 山梨県地球温暖化対策実行計画 □
 - 温室効果ガスの排出状況等を把握し、報告（地球温暖化対策条例第9条の規定に基づく）
- 第4次山梨県廃棄物総合計画 □
 - 目標の達成状況や施策事業の実施状況等について報告

◇ 環境基本法関連 ◇

- ◇ 大気汚染防止法 ◇
 - 指定ばい煙総量削減計画を定めようとするとき
 - 当該計画を変更しようとするとき
- ◇ 公害防止事業費事業者負担法 ◇
 - 山梨県が、公害防止事業に係る費用負担計画を定めようとするとき
 - 山梨県が、当該計画を変更しようとするとき
- ◇ 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律 ◇
 - 農用地土壌汚染対策地域を指定しようとするとき
 - 当該地域の指定を解除しようとするとき
 - 農用地土壌汚染対策計画策定に際し同意を得ようとするとき
 - 当該計画の変更を申請しようとするとき
- ◇ 水質汚濁防止法 ◇
 - 公共用水域及び地下水の水質汚濁の防止に関する重要事項*
 - *審議会は知事に意見を述べることができるとの規定。
 - *重要事項：上乗せ排水基準の設定、測定計画の作成、水質環境基準類型のあてはめ等
- ◇ ダイオキシソキソ類対策特別措置法 ◇
 - ダイオキシソキソ類の総量削減計画を定めようとするとき
 - ダイオキシソキソ類土壌汚染対策地域を指定しようとするとき
 - 当該地域の指定の変更又は解除しようとするとき
- ◇ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ◇
 - 廃棄物処理計画を策定又は変更しようとするとき

■ 県条例関連 ■

- 山梨県環境基本条例 ■
 - 環境基本計画を定めようとするとき、変更しようとするとき
- 山梨県地球温暖化対策条例 ■
 - 地球温暖化対策実行計画を策定、変更しようとするとき
- 山梨県生活環境の保全に関する条例 ■
 - 次の事項を定めようとするとき、変更し、廃止しようとするとき
 - 指定工場、特定施設、特定建設作業の規定
 - 上乗せ排水基準 ・ ばい煙等の規制基準 ・ 環境基準
 - 地域公害防止計画 ・ 廃棄物総合計画の策定
- 山梨県希少野生動植物種の保護に関する条例 ■
 - 希少野生動植物種保護基本方針を定めようとするとき、変更しようとするとき
 - 指定希少野生動植物種及び特定希少野生動植物種を指定、解除しようとするとき
 - 生息地等保護区を指定、解除しようとするとき
 - 指定希少野生動植物種の保護管理事業計画を定めるとき、変更するとき
- 山梨県自然環境保全条例 ■
 - 自然環境保全基本方針及び自然環境の基準を策定するとき
 - 自然環境保全地区等を指定しようとするとき
 - 自然環境保全地区等の区域の変更又は指定の解除をしようとするとき
 - 保全計画の決定、廃止及び変更をしようとするとき
 - 届出を要する行為の禁止等の処分をしようとするとき
 - 自然環境保全地区等内において事業を行う者等に対して、勧告等を行おうとするとき
 - 自然環境保全協定を締結しようとするとき
- 山梨県立自然公園条例 ■
 - 公園区域を定めて指定しようとするとき
 - 公園の指定を解除し、又はその区域を変更しようとするとき
 - 公園計画を決定しようとするとき
 - 公園計画を廃止し、又は変更しようとするとき
 - 公園事業を決定、廃止又は変更しようとするとき

※ 知事の諮問に基づくその他の審議事項 ※

県土の環境保全に関して基本的な方向付けを行う条例・制度や構想、計画など

- 鳥獣保護管理事業計画の策定
- 第一種特定鳥獣保護計画
- 第二種特定鳥獣管理計画
- 狩猟鳥獣の捕獲の禁止又は制限に関すること。
- 新たな鳥獣保護区の設定に関すること。
- 特別保護区の設定に関すること。
- 猟区の維持管理事務の委託に関すること。
- 温泉の掘削、増掘及び動力装置の許可・不許可の処分に関すること。
- 温泉の掘削、増掘及び動力装置の許可の取り消し、公益上必要な措置命令の処分に関すること。
- 温泉採取の制限に関すること。
- 廃棄物処理計画の策定に関すること。
- 地球温暖化対策実行計画の策定に関すること。
- 自然環境保全地区（世界遺産景観保全地区に限る。以下同じ。内における行為の禁止等に関すること。
- 自然環境保全地区内において事業を行う者等への助言又は勧告に関すること。
- 自然環境保全地区内において事業を行う者等との自然環境保全協定の締結に関すること。

担任意務(運営規程別表)

- ◎ 部会は、別表に掲げる事項及びその関連事項を担任（運営規程第2条第1項）
- ◎ 部会長は、部会で審議・調査した結果を審議会に報告する（運営規程第5条第1項）
- ◎ 審議会は、当該部会での審議・調査結果について、審議し、議決する（運営規程第5条第2項）

山梨県地球温暖化対策実行計画～やまなし発GXの推進～（概要）

背景

- ・ 気候変動に伴い、豪雨災害等が激甚化・頻発化、今後、地球温暖化の進行により強度と頻度が増加する恐れ
- ・ パリ協定を契機として、世界的に脱炭素化の取組が加速し、国も温室効果ガス排出削減目標を大幅に引き上げ
- ・ 太陽光発電の無秩序な導入の急拡大に伴う安全面、防災面、景観面等に対する地域の懸念の高まり

目標

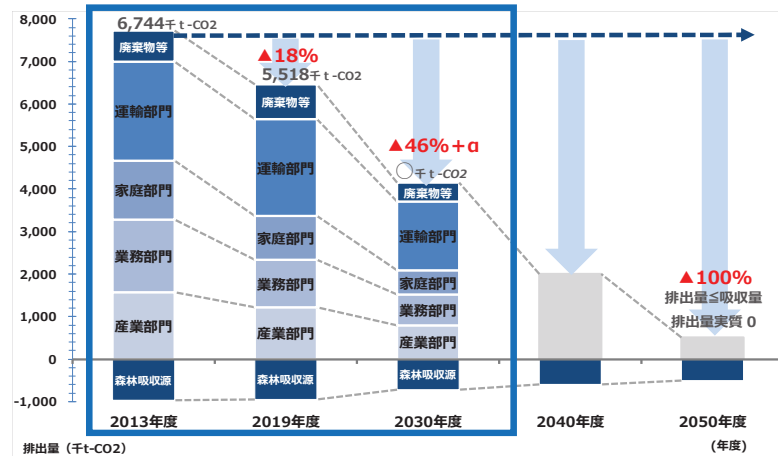
- ・ 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、以下の目標を設定

1.温室効果ガス排出量削減目標（2030年度 46%+α 削減）

2013年度 6,744千t-CO₂⇒2030年度〇千t-CO₂ (▲46%+α(検討中))
内訳（エネルギー起源CO₂ ▲45%+α）

産業部門:▲ 〇% 業務その他部門:▲ 〇%

家庭部門:▲ 〇% 運輸部門:▲ 〇% 廃棄物部門:▲ 〇%



2.再生可能エネルギー導入目標（2030年度 〇% 増加）

2019年度 1,140MW ⇒2030年度〇MW(+〇%(検討中))

内訳

太陽光: +〇% (10kW未満 +〇%,10kW以上 +〇%)

中小水力: +〇% バイオマス: +〇%

3.最終エネルギー消費量削減目標（2030年度 〇% 削減）

2013年度 15,361TJ ⇒2030年度 〇TJ (▲〇%(検討中))

本県の強み

- ・ 全国有数の日照時間、豊富な森林・水資源を有する再生可能エネルギーの宝庫
- ・ P2Gシステムの開発・実証等に全国に先駆けて取り組んでいる水素利活用のトップランナー
- ・ 県土の78%を占める森林に加え、4パーミルイニシアチブによる土壌への炭素貯留といった高いCO₂吸収ポテンシャル

基本理念

- ・ 本県の特性を生かしたグリーンエネルギー中心の経済・社会、産業構造への転換
- ・ 脱炭素の取組を通じた本県のブランド価値向上と成長力の強化
- ・ 将来にわたり地域の豊かな自然と人が共生する、持続可能な社会の実現

施策の方向性と主な施策

- ・ 以下の施策の方向性のもと、あらゆる施策を総動員し、脱炭素化を推進

第1. 脱炭素で レジリエントな エネルギー 構造への転換	1.再エネの更なる導入	【太陽光】▶屋根置き太陽光や駐車場等への導入促進 ▶野立て太陽光の適正導入・維持管理 【その他】▶小水力や木質バイオマス・ごみ発電等の導入推進
	2.再エネの地産地消の拡大	▶蓄電池、ヒートポンプ式給湯器、V2X等の普及促進 ▶卒FIT電力を活用した地産地消の推進 等
	3.電力供給体制の強靱化	▶事前伐採等の推進▶地域マイクログリッドの導入検討
第2. グリーンかつ スマートな 社会経済 システムへの 転換	1.脱炭素で豊かな暮らしへの転換	▶太陽光・蓄電池の導入促進▶省エネ型住宅・家電の普及促進 ▶環境にやさしいライフスタイルの推進や環境教育の充実
	2.産業部門の脱炭素化による競争力強化	▶排出抑制計画を通じた排出量の見える化・ESG投資の推進 ▶省エネ診断、省エネ型の設備・機器及び建築物の普及促進 ▶屋根置き太陽光やオフサイトPPA、再エネ電力調達の推進 ▶デジタル化を通じた事業の生産性向上による省エネルギー化の推進
	3.業務その他部門の脱炭素化による地域の魅力向上	▶次世代自動車(EV,FCV,PHV等)の普及促進 ▶充電設備の整備 ▶公共交通・自転車利用の推進及び環境整備 ▶次世代交通システムの基盤づくり ▶自動車環境基本計画を通じた排出量の見える化・ESG投資の促進
	4.交通・物流のグリーン化	▶3R+ Renewable等の推進▶フロン類の適正管理
	5.廃棄物等の発生抑制と適正処理	▶P2Gシステムの開発・導入及び区域での面的利用 ▶国内外への展開▶水素・燃料電池関連産業の育成
第3. 温暖化対策を 通じた地域の 高付加価値化	1.水素社会の実現	▶森林整備による吸収源対策の推進 ▶県産木材利用促進 ▶4パーミル・イニシアチブの推進による農産物の高付加価値化
	2.吸収源対策の充実	▶脱炭素関連のイノベーション創出▶脱炭素に資する都市の形成 ▶農林水産業の技術開発・研究の推進 ▶豊かな自然環境や生物多様性の保全の推進
	3.気候変動への積極的な対応	▶災害対策の強化 ▶エネルギーシステムの強靱化 ▶感染症対策の強化
	4.温暖化に対する強靱化	▶あらゆる機会を通じた働きかけの実施▶事業者と協働した運動の展開
第4. 各主体による GXへの参画	1.行動変容を促す県民運動の展開	▶事業者への情報発信を通じた取組の推進▶脱炭素経営の推進
	2.事業者の積極的な取組の推進	▶市町村の事務事業や区域の脱炭素化推進▶脱炭素先行地域づくり
	3.市町村による取組の促進	

■ 地球温暖化対策推進法に基づく政府の総合計画

「2050年カーボンニュートラル」宣言、2030年度46%削減目標※等の実現に向け、計画を改定。

※我が国の中期目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：億t-CO ₂)		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO ₂		12.35	6.77	▲45%	▲25%
部門別	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス（フロン類）		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)
二国間クレジット制度（JCM）		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

1

地球温暖化対策計画に位置付ける主な対策・施策

再エネ・省エネ

- 改正温対法に基づき自治体が促進区域を設定 → 地域に裨益する再エネ拡大（太陽光等）
- 住宅や建築物の省エネ基準への適合義務付け拡大

産業・運輸など

- 2050年に向けたイノベーション支援
→2兆円基金により、水素・蓄電池など重点分野の研究開発及び社会実装を支援
- データセンターの30%以上省エネに向けた研究開発・実証支援

分野横断的取組

- 2030年度までに100以上の「脱炭素先行地域」を創出（地域脱炭素ロードマップ）
- 優れた脱炭素技術等を活用した、途上国等での排出削減
→「二国間クレジット制度：JCM」により地球規模での削減に貢献

2

山梨県地球温暖化対策実行計画改定スケジュール

資料 3

12月23日

環境保全審議会 第1回地球温暖化対策部会 【実行計画改定の方向性を提示】



第1回部会結果を整理。具体的な施策及び目標数値を記載した「実行計画改定案」を作成

1月下旬

環境保全審議会 第2回地球温暖化対策部会 【実行計画改定案を提示】



2月上旬
～
2月下旬

パブリックコメント、市町村等意見照会 【県民から意見を募集】



パブリックコメント・意見を参考に「実行計画改定案」を修正し、「実行計画最終案」を作成

3月上旬

環境保全審議会 第3回地球温暖化対策部会 【実行計画最終案を提示】



第3回部会結果を反映した「実行計画最終案」を作成

3月下旬

環境保全審議会本会 【実行計画最終案を諮問】